

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十四号

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十九年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二 監事（法第十二条に規定する監事をいう。以下同じ。）は、法第十三条第四項の規定により監査報告を作成するときは、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、監事以外の法第十二条に規定する役員（第一号、第四項第三号及び第四号並びに第十二条の二第一項第一号において「監事以外の役員」という。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該法人の監事以外の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他監事に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の監事以外の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の監事以外の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三 法第十三条第六項第二号に規定する規則で定める書類は、法及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第六条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第六条 法第二十八条第二項及び第七十八条の二第二項に規定する報告書には、次の各号に掲げる報告書に応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第十一条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十一条の二 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 在学する学生の数

才 役員（法第十二条に規定する役員をいう。）の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）

二 財務諸表の要約

三 財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

第十二条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第十二条の二 法第三十五条第一項の会計監査人は、同項の規定により会計監査報告を作成するときは、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該法人の監事以外の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、

次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

3 前項第四号の追記情報とは、次に掲げる事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

第十五条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第十九条 法第五十六条の二第一号に規定する法人の内部組織として規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げる法人の現に存する理事長（同条に規定する理事長をいう。）の直近下位の内部組織（平成三十年四月一日以後のものに限る。）として同表の下欄に掲げるものとする。

法人	内部組織

公立大学法人奈良県立大学	奈良県立大学
地方独立行政法人奈良県立病院 機構	一 法人本部事務局 二 奈良県総合医療センター 三 奈良県西和医療センター 四 奈良県総合リハビリテーションセンター 五 看護専門学校 六 医療専門職教育研修センター
公立大学法人奈良県立医科大学	奈良県立医科大学

（管理又は監督の地位）

第二十条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、職員の退職管理に関する規則（平成二十八年二月奈良県人事委員会規則第三号）第二十二条に規定する管理若しくは監督の地位にある職員の職に相当するものとして法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として各法人が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。